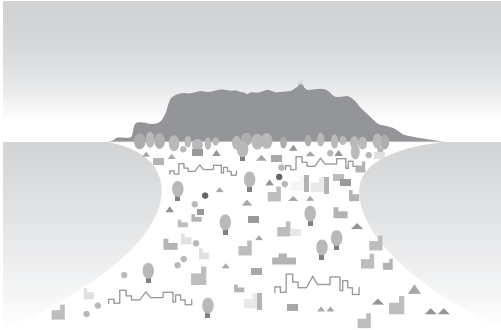


## 条例制定の背景

平成12年に、いわゆる地方分権一括法が施行され、国と地方との関係が「上下・主従」から「対等・協力」へと大きく変わるとともに、国から地方へ大幅な権限移譲が行われ、地方分権が大きく推進されることとなりました。

一方、市においては、平成16年12月1日に旧函館市と旧戸井町・旧恵山町・旧榎法華村・旧南茅部町が合併し、新たな函館市となり、平成17年10月1日に中核市へ移行したことで、北海道から市に多くの権限が移譲されました。

こうした中、市においても地方分権社会にふさわしいまちづくりを進めていくとともに、これまでの行政主導から市民参加・協働によるまちづくりを進めるために、自治基本条例の制定について検討を行う必要が出てきました。



## 条例の制定に向けて

このような動きの中、平成18年3月に設置された有識者からなる函館市自治基本条例懇話会により、条例制定の必要性等が協議され、平成19年6月に提言としてまとめられました。その後、平成19年9月には、具体的に条例案を検討する函館市自治基本条例策定検討委員会（市民公募委員含む）を設置し、40回にわたる委員会を開催し、平成21年1月に市長へ提言書が提出されました。

この提言書をもとに作成した条例原案について、平成21年6月から7月に、市民の皆さんに意見を求めるパブリックコメント（意見公募）を行い、市議会へ提出する条例案を作成しました。



## 条例の制定

市では、こうした流れを経て、平成21年第3回市議会定例会に条例案を提出しました。その後、総務常任委員会に付託され継続審査となり、慎重にその内容が審議されました。そして平成22年第3回市議会定例会において、

一部修正のうえ可決され、公布いたしました。

この条例は、市民の皆さんへお知らせし、共有するための準備期間を設け、平成23年4月1日からの施行となります。

## 条例の構成

自治基本条例は、10章29条から構成され、まちづくりを進めるにあたっての基本理念および基本原則のほか、市民や議会、市長等のそれぞれの役割や責務をはじめ、総合計画の策定や健全な財政運営、組織の見直しなどといった行政運営の基本的な取り組みやこの条例の見直しなどを定めています。

また、市民の皆さんとこの条例を共有していく必要がありますので、ほかの条例等とは異なり、分かりやすい「ですます体」で書かれています。



## もっと詳しく！

自治基本条例を条文ごとに、一条ずつ内容等を説明している「逐条解説書」を行政改革課に用意しています。ご利用ください。また、条例全文や逐条解説のほか、制定までの経緯等を市のホームページに掲載しています。

### 【お問合せ】

行政改革課 ☎21・3668

### 用語解説

**市民**…まちづくりの重要な担い手として位置づけられているので、市民の範囲を広くとらえ、市内に居住する者に限らず、市に通勤・通学する人や、町会・ボランティア組織やNPOなどの市内で活動する法人や団体なども含め、広く定義しています。

**協働**…市民・議会・市長等のそれぞれが、自らの役割と責務等を自覚しながら、お互いの立場を尊重して対等な関係で協力しあうことをいいます。



■市民が主役のまちづくりをめざして

# 「函館市自治基本条例」を制定しました

概要をお知らせします

国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」の関係へ変化し、地方のことは地方が決めるという地方分権が進んでいます。

こうした地方分権が進展する中で、市民自治によるまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めたものが自治基本条例です。

条例の制定により、市民の皆さんをはじめ、議会・市長等がそれぞれの役割分担のもと、市民が主役となる『函館』にするために、同じスタートラインに立つこととなります。

## 自治基本条例とは

自治基本条例は、市民・議会・市長等がともにまちづくりを進めるための基本ルールを定めた条例です。

今後は、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりが進められます。

## 函館市自治基本条例の主な内容

### 基本理念

- ・市民は、まちづくりの主体
- ・市は、市政を公正かつ誠実に運営

### 基本原則

「情報の共有」・「参加」・「協働」

## 市民

市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有し、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重、協力してまちづくりを推進するとともに、その参加に際しては、自らの発言と行動に責任を持ちます。

## 議会

議会は「意思決定機関」として、その役割を果たすとともに、政策形成機能の充実を図り、議会活動に関する情報を市民に伝えます。

議員は、市民の意見を把握するとともに、活動内容を市民に分かりやすく説明します。

## 市長等

市長は「代表」として、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、リーダーシップを発揮しまちづくりに取り組みます。

職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行するとともに、市民に誠意をもって接します。